

放課後や夏休みを より成長できる時間に

北陵小学校内留守家庭児童育成クラブ
主任支援員

今井 弘美 さん



子どもが社会性を
見せてくれる場所

「留守家庭児童育成クラブは、子どもが家庭的な雰囲気の中で社会性を身に付け、成長できる場所です」

そう話すのは、北陵小学校内留守家庭児童育成クラブで主任支援員を務める今井弘美さん。同クラブでは、保護者が働いているなど家庭で保育ができない子どもに、遊びや生活の場を提供。健全な育成のため放課後や土曜日、長期休みに保育を行っています。

「子どもたちは、家庭では親やきょうだいとの関係、学校という社会では先生や同級生との関係を意識して過ごしています。留守家庭児童育成クラブは、その間に位置することができる環境だからこそ、ありのままの姿を正直に見せてくれます」

多世代との関わりが
成長につながる

同クラブでは支援員や他の子どもと一緒に、宿題をしたり遊んだりしながら過ごします。



「和気あいあいとした雰囲気の中、支援員や年上・年下の子どもと交流する機会を多く持てます。中には自分でできることを支援員にお願いするなど、甘えてくる子どももいます。そんな時は、「次はみんなのお手本になれるよう頑張ろうね」と促してあげます。年下の子が周りにいるからこそできることですね」

子ども同士で遊んでいると、時にはけんかになることもあると今井さん。

「そんな時は、お互いの主張を聞きながら、自分のどこを反省すべきなのか、気付けるように支援します。けんかは相手の立場で考える大切さ

を学ぶ貴重な機会。根気が要りますが、粘り強く話を聞き、家庭で生かせるよう日々の連絡帳で伝えていきます」

ニーズに合わせたサービス

市立留守家庭児童育成クラブでは、4年度から一部の校区で夏休みのみの受け入れを実施。5年度は夏休みの昼食（有料、事前申し込み制）を中学校給食事業者が配送します。

「より利用しやすいサービスをめざすとともに、子ども同士で教え合う環境づくりなど、質の向上にも努めています。利用するか迷っている人は、市に相談してみてください」



おとなも子どもも
食と育つ 保健センター
☎ 072(758)4721



磯香る鶏肉のピカタ

memo ピカタはイタリア発祥の、薄切り肉を卵液に付けて焼いた料理。鶏むね肉もマヨネーズと粉チーズを加えた卵液で、しっとりおいしく仕上がります。

レシピ提供・調理協力 川西いづみ会
熱量（1人分）：172kcal、塩分：0.4g

- 材料 4人分
- 鶏むね肉 300g
- マヨネーズ 大さじ1
- 米粉 大さじ2
- 卵 小2個
- 青のり粉 大さじ1
- 粉チーズ 大さじ1と1/2
- サラダ油 小さじ1
- 添え野菜（トマト・ブロッコリーなど） 適量
- トマトケチャップ 適量

- 作り方 ※せっけんで手を洗い、食中毒を予防しましょう
- ①鶏むね肉は繊維を切るように一口大にそぎ切りにし、マヨネーズをもみ込んで10分おき、米粉をまぶす。
- ②ボウルに卵を溶きほぐし、青のり粉、粉チーズを加えよく混ぜ合わせる。①を加えてよくもみ込む。
- ③フライパンにサラダ油を熱し、②を両面がこんがりとするまで中火で焼く（しっかりと火を通して食中毒を予防する）。
- ④器に盛り、野菜を添える。トマトケチャップはお好みで。

生きる 人権推進多文化共生課
☎ 072(740)1150

聴き上手になる Vol.1

大切なのは「そのまま受け止めて聴く」こと
話す人が自分で解決することにつながる

毎年行く講演先では、主催者とも顔なじみになります。その中で聞いたうれしい話の一つ。

ある中学生のお母さんが私の講演を聴いて帰ったその日。息子さんが友だちと大げんかして帰宅し、「もうクラブ活動辞める!」と荒れていたそうです。いつもなら、「そんなこと言わずに...。きっと相手も悪気があった訳じゃないよ」と仲直りを促すアドバイスを始めるお母さん。それに対して息子さんは「何も分かってないのに、偉そうなこと言わんといて」と応酬し、火に油を注いでいたそうです。

しかしその日は違っていました。講演で聞いた「そのまま受け止めて聴く」を実践してみようと思ったそうです。

自分の言いたいことをグッと我慢して「そう、腹立ててるんやね」と返すと、まあ、出てくる出てくる相手の悪口!それでも「聴く」を続けて、やっぱりこの方法ではダメかな、と思い始めたその時、急に風向きが変わったそうです。

言いたいことを全部吐き出したら、すっきりしたのでしょうか。息子さんは「とは言ってもな、俺も悪いところがあるねん」と自分の落ち度も話し始めるではありませんか。最後に、「やっぱり明日、俺から先に謝ることに決めたい!いっぱい話したらお腹空いたわ。おやつある?」とケロツとした顔で言ったそうです。

彼女は「聴く」ことの効果に驚いたと話してくれました。「聴く」だけで、相手が自分で考え、判断し、行動を起こせるんですね。来月はその人らしさを引き出す「聴き方」について伝えます。(会話の泉事務局長 コミュニケーション・サポーター 横山由紀子)

消費生活センターだより 消費生活センター
☎ 072(740)1167

お試し、低価格を強調する 販売サイトに注意

「最終確認画面」の内容確認を

事例1 「1万円の白髪染めシャンプーを初回980円でお試し。いつでも解約OK」という広告を見たので注文した。定期購入と分かっていた。2回目の商品は1カ月後ぐらいに送られてくるだろうと思っていたら、20日後に届いた。シャンプー3本と約3万円の請求書が入っていて、驚いて業者に連絡したら「商品発送予定日の14日前までの連絡なら解約できる。手元に届いた商品の返品は受け付けられない」と言われた。(50歳代 女性)

事例2 足の爪の殺菌ジェルの広告をスマートフォンで見た。「初回は送料500円を払うだけ。初回だけでも解約できる」と書いてあった。商品が届いたので2回目が届く前に解約しようと電話したら「初回だけで解約する場合は定価との差額7,500円を払う必要がある」と言われた。(60歳代 男性)

回答 インターネット通販で「お試し価格」や「初回実質無料（送料のみ）」など低価格を強調する広告には、解約に条件のある場合があります。初回は安くても数回は購入しないと解約できない、解約申し出期日が決められている、初回だけで解約できても差額を払わなくては行けない、などです。法律では、契約前に契約条件を「最終確認画面」で明確に表示するよう販売業者に義務付けています。注文をする前に「最終確認画面」の内容を必ず確認してください。事例1・2はともに「最終確認画面」に表示している通りでの解約しかできない」と業者が主張し、交渉は難航しています。